

発福保第1038号
令和2年1月23日

鳥取市国民健康保険運営協議会
会長中山実郎様

鳥取市長 深澤義彦



国民健康保険事業の運営について（諮問）

国民皆保険の根幹をなす制度として、地域における医療の確保と住民の健康増進に大きな役割を果たしてきた国民健康保険は、平成30年4月から持続可能な医療保険制度への転換が図られるよう、国保の財政基盤の強化と財政責任の都道府県化を含む抜本的な制度改革が施行されました。

このような国保制度の大きな転換期にあっても、「被保険者の負担の軽減」と「健康の保持増進」の両立を図りながら、本市が国保保険者として都道府県化の新たな枠組みの中で責務を果たしていくために、制度改革の施行3年目となる令和2年度の国民健康保険事業にあたり、その運営のあり方について貴協議会の意見を求めます。

諮詢の趣旨

1. 国の動向

国の令和2年度「税制改革の大綱」が閣議決定され、令和2年度の国民健康保険料の賦課限度額基準は基礎賦課額（医療分）を63万円（現行：61万円）、介護納付金分を17万円（現行：16万円）に引き上げ、併せて保険料の軽減制度に係る2割軽減及び5割軽減の所得判定基準を引き上げる政令改正が行われる予定です。

2. 本市の現状

国保制度が改正された平成30年度以降、国保会計は、「鳥取県国民健康保険事業費納付金」（以下、「納付金」という。）の多寡が収支に影響するようになりました。単年度の収支で見ると、初年度は収支に余剰が生じましたが、納付金額が大幅に増大した令和元年度は、保険料率を据え置いたため、収支の不足分に対し、過年度の余剰金などの活用を予定しています。

そのような中、令和2年度の納付金は、緩やかな増大を見込んでいますが、計画的に保険料を設定するための先行きを見通すことができない状況にあります。こうした状況でありますが、令和2年度の保険料率を据え置いた場合、過年度の余剰を積み立てた基金を活用することで歳出に必要な歳入を確保できることに加え、被保険者の負担を年度間で平準化できる状況にあります。これらの状況を踏まえ、国民健康保険事業の運営に関し、以下のとおり諮詢します。

3. 謝問事項

（1）国民健康保険料の賦課限度額の改定について

【改正案】基礎賦課額（医療分）、介護納付金分の賦課限度額を国の基準どおり引き上げる。

・医療分（基礎賦課額）	63万円（現行61万円）
・後期高齢者支援分	19万円（現行どおり）
・介護納付金分	17万円（現行16万円）

（2）国民健康保険料率について

【改正案】保険料率は現行どおり据え置きとする。

		保険料率	【参考】県標準保険料率
医療分	所得割	7.2%	7.38%
	均等割	23,000円	30,132円
	平等割	24,600円	21,134円
支援分	所得割	2.7%	2.69%
	均等割	9,200円	10,795円
	平等割	9,000円	7,572円
介護分	所得割	2.4%	2.58%
	均等割	9,400円	13,327円
	平等割	7,000円	6,450円